

6 保育時間について

保育利用可能時間については、市内の保育園等一覧（1ページ参照）のとおりです。（園によって時間が異なりますのでご注意ください）

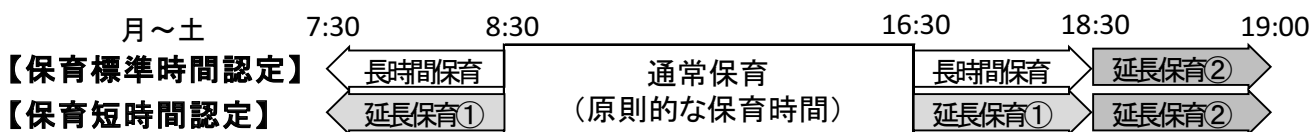
認定された保育必要量（保育標準時間・保育短時間）によって、利用できる時間や形態が異なります。下の図・表をご確認ください。



「長時間保育」・「延長保育」の利用については、定められた時間の範囲内で対応します。入園申込・面接時に希望の保育園にご相談ください。なお、各保育園での申請手続きが必要になります。申請は入園承諾後の面接時以降です。前年度から継続して入園している児童についても、毎年度、申請手続きは必要です。

保育必要量と利用時間

（公立園の場合。私立園については別冊「幼稚園保育園案内・マップ」を参照いただくか、各園に直接お問い合わせください。）



利用時間とその内容

（公立園の場合。私立園については別冊「幼稚園保育園案内・マップ」を参照いただくか、各園に直接お問い合わせください。）

	内容	別途徴収
通常保育 (原則的な保育時間)	認定区分にかかわらず、ご利用いただけます。	
長時間保育 (7:30~8:30) (16:30~18:30)	保育標準時間認定の方が、通常保育時間に送迎できない場合に、就労時間や通勤時間等で必要な時間に限り利用するもの。 ※ 最大11時間までは、延長保育料の別途徴収はありません。	なし 申請必要
延長保育① (7:30~8:30) (16:30~18:30)	保育短時間認定の方が、長時間保育と同じ時間帯を利用するもの。 ※ 延長保育料（1時間150円）を別途徴収いたします。 徴収は各保育園が行います。 ※ 1分でも超えると1時間扱いとなりますのでご注意ください。 ※ 延長保育料の計算は、8時30分までの時間と16時30分からの時間で分けて行います。 (例：8時～18時まで利用の場合…150円×3時間扱い＝450円)	あり 申請必要
延長保育② (18:30~19:00)	認定区分にかかわらず18時30分から19時00分まで利用するもの。 ※ 実施している園のみ（1ページ参照） ※ 延長保育料（1回200円）を別途徴収いたします。 徴収は各保育園が行います。	あり 申請必要

※延長保育料は無償化の対象外です。

◆公立園の場合、利用者負担額がA階層またはB2階層の一部(ひとり親・障がいのある方がおられる世帯に対する減免が適用されている方)は、対象申請により延長保育料が免除になる場合があります。該当する方は、「延長保育料免除申請書」を保育園に提出してください。初回利用日を除き、さかのぼっての延長保育料の免除はできません。